

第6次鳩山町総合計画策定及び鳩山町魅力発信デジタルブック制作のための「鳩山町の幸せな未来を考える 第1回まちづくりワークショップ」参加者募集

「鳩山町魅力発信デジタルブック」の制作にあたり、町民参加企画として鳩山町の良い所や好きな所を話し合うとともに、「第6次鳩山町総合計画」の策定にあたり、重点事業や多様な価値観を踏まえた施策の参考とするため、鳩山町の魅力や幸福度を高めるための意見交換・検討の場(町民視点での提案を行う機会)として、ワークショップを開催します。

- 日時 11月14日(日) 午前10時～午後0時15分
- 場所 鳩山町地域包括ケアセンター 地域の交流スペース(「はーとんスクエア」内)
- 定員 30人程度
- 内容 グループワークにより、「鳩山町の魅力(良い

所や好きな所)や幸せだと感じること」と「各自が町長だと仮定して、8年後の町民の幸せのためにどのような施策や事業をするか」について考えます。

※新型コロナ対策として1つの会場で開催する代わりに、10月29日(金)～11月12日(金)の期間で、持参、FAX、電子申請(インターネット。右記の二次元コードからアクセス可)により、併せて意見を募集します。

■申込・問合せ 11月11日(木)までに役場政策財政課 ☎296-1212 FAX 296-2594へお申し込みください。



▲ご意見はこちらから

「はあとふるパワーアップリーダー 養成セミナー」参加者募集!

身近な場所で、町民の皆さんが自主的に運営する、はあとふるパワーアップ体操を行う活動を、町と埼玉県理学療法士会が支援します。このセミナーは、「はあとふるパワーアップ体操」の実践等を中心に、いつまでも元気に過ごすための体づくりのノウハウを学び、ご自身も効果を実感しながら、その内容を町の元気づくりに活用するためのセミナーです。

■対象者 町内在住の20歳以上の方で、原則セミナー全日程(7回)に参加できる次の①②③いずれかに当てはまる方

- ①習得した体操を活かしたボランティア活動に興味・関心がある、活動に携わりたい、活動をしたと考えている方
- ②現在、サロン活動などのボランティア活動を行っており、活動の中に定期的に体操を取り入れたいと考えている方
- ③町外在住ではあるが、鳩山町内で、はあとふるパワーアップ体操を活用した定期的な活動を、開始したいと考えている方

■日時 12月8日、15日、22日、令和4年1月5

日、12日、26日・2月2日(全7回すべて水曜日) 午後2時から3時30分(受付は午後1時30分から)

■内容 ①町内で「はあとふるパワーアップ体操」を活用した地域活動をはじめための基礎講座

②「はあとふるパワーアップ体操リーダー」として活動するための実践講座

■会場 町地域包括ケアセンター ※12月15日(水)は鳩山町泉井交流体験エリアの交流体験館で実施

■講師 理学療法士等リハビリ専門職ほか

■費用 無料 ■定員 20人程度

■持ち物 マスク、飲み物、筆記用具、動きやすい靴、服装でお越しください。

※5回以上出席された方には、最終日に修了証等をお渡しします。

※今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の一部変更または中止になる場合がございます。

■申込 11月11日(木)から25日(木)までに町地域包括支援センターまでお申し込みください。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎296-7700

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。



- ◆11～12月 休日臨時開庁日
- 日程 11月14日(日)・27日(土)
12月12日(日)・25日(土)
- 時間 午前9時～正午 午後1時～午後3時
- 場所 役場町民健康課(庁舎1階)
- 問合せ 役場町民健康課 ☎296-5891

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) を給付します

申請期間は
令和4年2月
28日まで



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育てと仕事を1人で担うひとり親世帯の心身に大きな困難が生じていることを踏まえ、県から児童1人当たり一律5万円の給付金を支給します。なお、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方は、5月11日に支給済みです。

◆申請対象者について

①公的年金等を受給しているため児童扶養手当の支給を受けられない方

公的年金等を受給しているため、令和3年4月分児童扶養手当の支給要件に該当するが全額停止となっている方や、児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯の方が対象となります。
※平成31年1月～令和元年12月の収入や所得額について支給要件があります。

②児童扶養手当の支給を受けていないひとり親世帯(※)の方

児童扶養手当の申請をしていない方や令和3年4月以降に児童扶養手当を申請した方、または令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限等により全額支給停止となっている方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯の方が対象となります。(※)児童扶養手当法第4条に定める支給要件を満たし、18歳になった年の年度末までの児童、もしくはは一定の障がいのある20歳未満の児童を養育する方に限ります。また令和2年2月以降の収入等について支給要件があります。

◆申請方法と支給日について

- 提出方法 役場町民健康課へ持参または郵送
 - 申請期間 令和4年2月28日(月)(必着)
 - 申請に必要なもの
 - ・申請書(埼玉県及び鳩山町のホームページに掲載しています。児童扶養手当受給資格者の方へは、8月の現況届のお知らせに同封しています)
 - ・本人確認書類(免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し
 - ・受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)の写し
 - ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(申請者及び児童の戸籍謄本等) ※児童扶養手当の申請をしている方や現況届提出の対象となっている方は不要です。
 - ・簡易な収入(所得)額の申立書
 - ・収入額や所得額がわかるもの(給与明細、年金振込通知書、個人事業の帳簿等)の写し
 - 支給日 申請日の翌月末日(見込み)
 - 問合せ 役場町民健康課 ☎296-5891
- ※窓口での相談や申請の際、確認等で時間がかかる場合があります。

⚠️「子育て世帯生活支援特別給付金」の振込詐欺等にご注意ください!

子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関して、役場職員等が「ATMの操作をお願いすること」「手数料の振込みを求めること」は絶対にありません。また「ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと」は絶対にできません。不審な電話等がありましたら、警察相談専用電話(☎9110)にご相談ください。

鳩山町不正事件に係る再発防止対策有識者会議で再発防止策等を検討しています



元職員による入札談合等関与行為防止法違反事件の原因究明と再発防止策を町長に提言するため、調査を行っています。なお、有識

者会議は、次の5人の委員で構成しています。
【有識者会議委員(50音順)】
内田 徹氏(町顧問弁護士)、春日 佑介氏(税理士)、河野 良継氏(大東文化大学法学部教授)、吹井 久仁子氏(行政書士)、米田 恵氏(行政書士)



11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

配偶者などからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの「女性に対する暴力」は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女平等の妨げとなっています。この期間をきっかけに、女性に対する暴力の根絶を広く呼びかけ、暴力のない社会づくりを進めていきます。

◆ 1人で悩んでいませんか？

あなたが暴力の被害を受け、また、身近な人が被害を受けて悩んでいたら、一人で悩まず、まずは下記の相談機関にご相談ください。早めの相談が問題解決への第一歩です。相談は無料で、秘密は厳守されます。

相談機関	電話番号	受付時間
西入間警察署(生活安全課 警察安全相談係)	☎ 049-284-0110	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (夜間・土日・祝日は当直対応)
埼玉県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター DV相談担当)	☎ 048-863-6060	月～土 午前9時30分～午後8時30分、 日・祝日 午前9時30分～午後5時 (年末年始を除く)
埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま)	☎ 048-600-3800	月～土 午前10時～午後8時30分 (祝日、第3木曜、年末年始、臨時休館日を除く)
埼玉県西部福祉事務所(地域福祉担当)	☎ 049-283-6780	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (祝日、年末年始を除く)
鳩山町役場(総務課 職員・人権政策担当)	☎ 049-296-1214	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (祝日、年末年始を除く)

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

レポート

災害時に備えて 可搬型給電器(パワー・ムーバー) を整備しました

災害時等の電源確保対策として、町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、可搬型給電器(パワー・ムーバー)を購入しました。この製品は電気自動車の蓄電能力を活用し、電気機器に電力供給を行う装置です。

この装置は、通常の発電機と比べて音も静かで移動も簡単のため、避難所などで活用できます。また、電気自動車1台につき、80Wの照明10台が12時間、600Wの冷蔵庫1台が24時間、同時に供給できるだけの電力が確保できます。10月8日(金)には、当該備品を災害時に使用できるように、町職員を対象とした説明会を行いました。(当日の様子は町公式 YouTube チャンネルでご覧いただけます。)



▶可搬型給電器を利用することで、電気自動車の電力を電気機器に使用することができます(写真は送風機を使用しているところ)。

▶万が一に備えて可搬型給電器を即時に使用できるように職員は操作方法を学びました。



住民票の写し等第三者交付に係る 本人通知制度をご利用ください



この制度は、住民票の写しや戸籍などの不正請求を抑制し、不正取得による個人の権利侵害の防止を図るため、代理人や第三者へ証明書を交付した場合に事前に登録していただいた方へ通知する制度です。

- 登録できる方 町の住民基本台帳、または戸籍簿・除籍簿に記載がある方、過去に記載があった方
- 登録に必要なもの 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)、住民票の写し(住所も

本籍も町外の方のみ)、委任状(代理人の場合)

- 登録事項 氏名、現住所、通知を希望する戸籍の本籍地番・住民票の住所など
- 対象となる証明書 住民票(除票含む)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍(除籍)全部(個人・一部)事項証明書、戸籍の附票(除票を含む)の写し
- 問合せ 町民健康課 ☎ 296-5891



11月は「いじめ撲滅強調月間」 「いじめ」は重大な人権侵害です



県では11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、「いじめ」の根絶に集中的に取り組んでいます。「いじめは絶対に許さない」という強い決意で、学校、家庭、地域で徹底していじめ防止に取り組みしましょう。

【みんなの力で「いじめ」を防ぎましょう】

- ・児童生徒の皆さんは「いじめ」を見かけたら、先生や、身近な大人に相談しましょう。
- ・家庭では子どもの発する小さなサインに注意しましょう。子どもとの対話が大切です。
- ・地域では子どもたちへの声かけ、見守りをし、心配な時は学校、家庭に連絡をしましょう。
- 相談窓口 よい子の電話教育相談(県立総合教育センター)

これはいじめです

- ・からかう、悪口、おどし文句を言う
- ・遊ぶふりをして、ぶつかる、たたく、ける
- ・金品をたかる、物を隠す、壊す
- ・インターネットやSNSで誹謗中傷をする
- ・仲間はずれ、無視をする など

- 【18歳以下の子ども用】☎ #7300、または0120-86-3192 【保護者用】☎ 048-556-0874
- 【Eメール】soudan@spec.ed.jp
- 【FAX】0120-81-3192
- 問合せ 県青少年課 ☎ 048-830-2907



水道メーターの検針にご協力ください

各ご家庭の水道メーター検針に、町が委託した会社の検針員が2か月に1度(奇数月の中旬頃)お伺いします。検針は屋外での作業となりますので、立ち会いの必要はありませんが、敷地内への立ち入りをご了承いただくとともに、次のことについて皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- ◆メーターボックスの上には荷物等を置かないようにお願いします。車両があるときには、お客様ご自身での移動をお願いします。
- ◆メーターボックスの周囲やボックス内は、いつ

もきれいにしておいてください。

- ◆検針の際には、犬をメーターから離れた場所に繋いでいただくか、立ち会いでの検針をお願いします。
- ◆家の増改築等でメーターが床下に入らないようにしてください。
- ※なお、メーターボックスのふたが割れた場合、個人負担にて補修いただくことになります。金額等詳しくは担当までお問い合わせください。
- 問合せ 役場水道課 ☎ 296-1228